

個人向け



2019年10月以降  
保険始期用

# けがの 保険

普通傷害保険・家族傷害保険  
交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険



約款冊子の内容は  
共栄火災ホームページでご覧いただけます。



**ネットで約款!**(Web約款)

地球環境を守るため、  
あなたもエコしませんか?

<http://yakkan.kyoeikasai.co.jp>

# 突然の交通事故、日常のケガから

## ポイント1 ▶ 1日目から補償します!

▶▶▶ ケガで入院、または通院された場合、入院または通院1日目から補償します。

## ポイント2 ▶ 手術の備えも安心です!

▶▶▶ ケガをされ、そのケガの治療を目的として手術を受けられた場合、手術保険金をお支払いします。

## ポイント3 ▶ 健康保険とは別にお支払いします!

▶▶▶ 傷害保険金は、健康保険、生命保険、労災保険など他の保険や、第三者から受ける損害賠償金などに関係なくお支払いします。

普通傷害保険

家族傷害保険

24時間、365日お守りします

スポーツや  
レジャー中のケガ



旅行中のケガ



職場や学校での  
ケガ



家庭内のケガ



交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

乗物による  
ケガ



駅の改札口を  
入ってから出るまで  
の間のケガ



乗物の火災  
によるケガ



補償の対象となる方の  
範囲にあわせて  
ご契約ください

ご家族

家族傷害保険

ファミリー交通傷害保険



# あなたとご家族を守ります!

INDEX

## 補償する事故の範囲を選んでください

▶ 交通事故だけでなく、日常のケガまで幅広く補償!

普通傷害保険

家族傷害保険

▶ 交通事故などに限定して保険料を抑える!

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

お支払い例

P3

ご契約タイプ・  
保険料

P4

詳しい  
補償内容

P5

用語解説

P6

### 賠償責任補償特約

日常のリスクに備えます

ショッピング中に  
商品を壊した



自転車で相手に  
ケガをさせた



飼い犬が他人に  
ケガをさせた



ゴルフ中に相手に  
ケガをさせた



ご夫婦のみ

家族傷害保険  
(夫婦特約付帯)



ファミリー交通傷害保険  
(夫婦特約付帯)

ご本人のみ

普通傷害保険



交通事故傷害保険

# こんなときに保険金をお支払いします

## 基本補償

### 普通傷害保険

### 家族傷害保険

## 24時間、365日お守りします

日本国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者がケガをされたときに保険金をお支払いします。

#### スポーツやレジャー中のケガ



- ・スキーで転んで骨折した。
- ・海水浴に行つてケガをした。

#### 旅行中のケガ



- ・旅行先のホテル火災でケガをした。

#### 職場や学校でのケガ



- ・荷物が倒れてケガをした。
- ・体育の授業中にケガをした。

#### 家庭内のケガ



- ・料理中にヤケドをした。
- ・日曜大工でケガをした。

### 交通事故傷害保険

### ファミリー交通傷害保険

## 「交通事故」などに限定

日本国内・国外を問わず、交通事故等、右記のような事故により被保険者がケガをされたときに保険金をお支払いします。

#### 乗物によるケガ



- ・乗物にはねられたときのケガ
- ・乗物に乗っているときのケガ

#### 駅の改札口に入ってから出るまでの間のケガ



- ・駅のホームの階段で転んでケガをした。

#### 乗物の火災によるケガ



- ・バスの火災でケガをした。

## 特約

### 賠償責任補償特約

日本国内・国外を問わず、日常生活に起因する偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊して損害を与え、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。



ショッピング中にお店の商品を壊してしまった。



自転車で歩行者にケガをさせてしまった。

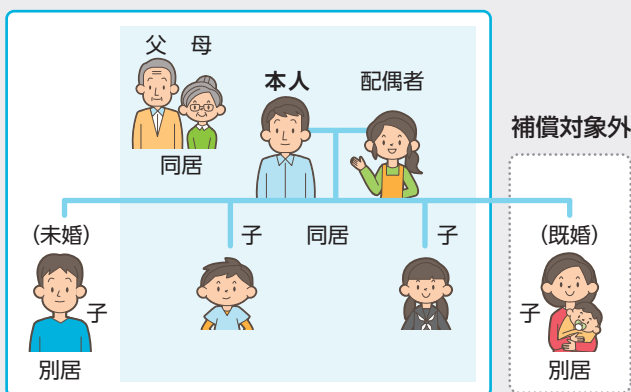


飼い犬が他人にかみついていたケガをさせてしまった。



ゴルフ中に他のプレーヤーにボールをぶつけてケガをさせてしまった。

## 被保険者の範囲



	ご本人*1	配偶者	その他のご親族
ご家族で ご契約の場合	●	●*2	●
ご夫婦のみで ご契約の場合	●	●	●
ご本人のみで ご契約の場合	●	●	●
賠償責任	●	●	●

\*1…保険証券の本人欄記載の方

\*2…被保険者の範囲から除くことができる場合があります。(配偶者補償対象外特約を付帯)

\*3…ご本人のみ、ご夫婦のみでご契約の場合でも、ご本人、配偶者、およびその他のご親族が被保険者となります。なお、被保険者が責任無能力者である場合は、その方の親権者・監督義務者等も被保険者に含まれます。ただし、責任無能力者の方の事故に限ります。

(注) 上記の続柄は、保険金支払の原因となった事故発生の際におけるものをいいます。

普通傷害保険

家族傷害保険

交通事故傷害保険

ファミリー交通傷害保険

# ご契約タイプ一覧表

## ご契約金額

		ご契約タイプ			
		D1	C1	B1	A1
本人	死亡・後遺障害保険金額	2,250万円	1,750万円	1,250万円	750万円
	入院保険金日額	12,000円	10,000円	8,000円	6,000円
	通院保険金日額	6,000円	5,000円	4,000円	3,000円
配偶者	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	1,000万円	750万円	500万円
	入院保険金日額	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円
	通院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
親族	死亡・後遺障害保険金額	1,000万円	1,000万円	750万円	500万円
	入院保険金日額	10,000円	8,000円	6,000円	4,000円
	通院保険金日額	5,000円	4,000円	3,000円	2,000円
賠償責任保険金額(自己負担額0円)		3,000万円	3,000万円	3,000万円	3,000万円

## お支払いいただく保険料

(保険期間1年)

### 【普通傷害保険・家族傷害保険での職種区分について】

被保険者ご本人の職業・職種により保険料が異なります。

職種区分 ご職業の例	A	技術者、教員、保健医療従事者、その他の専門的職業従事者、事務従事者、販売従事者、その他の運輸従事者、サービス職業従事者、無職の方 など下記職種区分B以外
	B	農林業作業者(農業作業者、林業作業者)、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者(助手を含む)、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者

被保険者の範囲		払込方法		ご契約タイプ							
				普通傷害保険・家族傷害保険							
				D1		C1		B1		A1	
		職種区分:A	職種区分:B	職種区分:A	職種区分:B	職種区分:A	職種区分:B	職種区分:A	職種区分:B		
ご家族	一時払	160,470円	192,010円	135,310円	160,730円	102,160円	121,460円	68,990円	82,170円		
	月払	14,700円	17,600円	12,410円	14,730円	9,370円	11,130円	6,320円	7,530円		
ご夫婦のみ	一時払	95,820円	127,360円	79,290円	104,710円	60,140円	79,440円	40,980円	54,160円		
	月払	8,780円	11,680円	7,270円	9,590円	5,520円	7,280円	3,750円	4,960円		
ご本人のみ	一時払	62,620円	94,160円	50,630円	76,050円	38,640円	57,940円	26,650円	39,830円		
	月払	5,730円	8,630円	4,640円	6,960円	3,550円	5,310円	2,440円	3,650円		
被保険者の範囲		払込方法		交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険							
				D1		C1		B1		A1	
ご家族	一時払	43,440円		36,630円		27,920円		19,210円			
	月払	3,980円		3,370円		2,570円		1,750円			
ご夫婦のみ	一時払	31,040円		25,790円		19,790円		13,790円			
	月払	2,850円		2,370円		1,820円		1,260円			
ご本人のみ	一時払	22,090円		18,030円		13,970円		9,910円			
	月払	2,020円		1,650円		1,280円		900円			

### 【保険商品について】

被保険者の範囲により、次のような商品(特約)が適用されます。

#### ■普通傷害保険・家族傷害保険

・ご家族: 家族傷害保険 ・ご夫婦のみ: 家族傷害保険(夫婦特約付帯) ・ご本人のみ: 普通傷害保険

#### ■交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

・ご家族: ファミリー交通傷害保険 ・ご夫婦のみ: ファミリー交通傷害保険(夫婦特約付帯) ・ご本人のみ: 交通事故傷害保険

### 【その他の補償プランについて】

記載したご契約タイプ以外の補償をご希望の場合、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。

お支払い例

ご契約タイプ・保険料

詳しい補償内容

用語解説

# 詳しい補償内容

## 普通傷害保険・家族傷害保険

●24時間365日いつでも日常生活におけるケガを補償するプランでは、急激かつ偶然な外来の事故によるケガ\*1を補償します。

## 交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険

●交通事故等によるケガの補償に限定したプランでは、交通事故等\*2によるケガ\*1に限り補償します。

※1 ケガには、有毒ガスまたは有毒物質による急性中毒を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。

※2 交通事故等とは次のものをいいます。

●運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)との衝突、接触などの事故 ●運行中の乗物(自動車・自転車、電車、バス、航空機、船舶など)の火災、爆発などの事故 ●運行中の乗物に乗っている間の急激かつ偶然な外来の事故 ●乗客として駅などの乗降場構内の改札口に入ってから出るまでの乗降場における急激かつ偶然な外来の事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車との道路通行中の衝突、接触などの事故 ●作業機械としてのみ使用されている工作用自動車の火災、爆破などの事故 ●乗物の火災による事故

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いできない主な場合	
傷害(ケガ*)	死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合	死亡・後遺障害保険金額の全額 (注)すでに支払った後遺障害保険金がある場合は、死亡・後遺障害保険金額からすでに支払った金額を差し引いた額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●被保険者や保険金受取人の故意または重大な過失によるケガ</li> <li>●保険契約者の故意または重大な過失によるケガ(普通傷害保険・交通事故傷害保険)</li> <li>●けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ</li> <li>●自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ</li> <li>●脳疾患・疾病・心神喪失によるケガ</li> <li>●妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置によるケガ</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによるケガ*5</li> <li>●むちうち症、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの</li> </ul> <p>&lt;普通傷害保険・家族傷害保険&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●ピッケルなどの登山用具を使用する山岳登山は、ロッククライミング、フリークライミング(登る壁の高さが5m以下であるボルダリングは含みません。)、リュージュ、ポブスレー、航空機操縦(ただし、職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗などの危険な運動中のケガ</li> <li>●自動車、オートバイ、モーターボート等による競技等を行っている間のケガ</li> </ul> <p>&lt;交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●職務として交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業、積卸し作業または交通乗用具上での整理作業中のケガ</li> <li>●職務または実習のための船舶搭乗中のケガ</li> <li>●グライダー、飛行船、超軽量動力機、ジャイロプレーンに乗っている間のケガなど</li> </ul>
	後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に身体に後遺障害が生じた場合	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%~100% (注)保険期間(保険のご契約期間)を通じ合算して死亡・後遺障害保険金額が限度となります。	
	入院保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に入院された場合	入院保険金日額×入院日数 (注1)事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院に対しては、入院保険金をお支払いできません。 (注2)入院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、入院保険金は重複してはお支払いできません。	
	手術保険金	事故によりケガをされ、その治療のため事故の日からその日を含めて180日以内に病院または診療所において手術*4を受けられた場合	以下の金額をお支払いします。 ①入院中(注)に受けた手術の場合 入院保険金日額×10 ②上記①以外の手術の場合 入院保険金日額×5 ただし、1事故につき事故の日からその日を含めて180日以内の手術1回に限りです。 (注)事故により被ったケガを直接の結果として入院している間をいいます。	
	通院保険金	事故によりケガをされ、事故の日からその日を含めて180日以内に通院された場合 なお、通院には往診を含みますが、治療を伴わない薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	通院保険金日額×通院日数(90日限度) (注1)通院保険金が支払われる期間中に別の事故によりケガをされても、通院保険金は重複してはお支払いできません。 (注2)通院しない場合においても、骨折等のケガをされた場合において、所定の部位*6を固定するために被保険者以外の医師の指示によりギプス等*7を常時装着したときは、その日数について保険金をお支払いします。	
賠償責任保険金(特約)	次の偶然な事故により、他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことに伴い、法律上の損害賠償責任を負担する場合 ○被保険者本人の居住の用に供する住宅の所有、使用または管理に起因する偶然な事故 ○被保険者の日常生活に起因する偶然な事故	損害賠償金ならびに訴訟費用、損害の防止に要した費用および緊急措置に要した費用等の合計額 (注1)損害賠償金は、1回の事故につき、賠償責任保険金額が限度となります。 (注2)損害賠償責任の全部または一部を承認しようとするときは、あらかじめ共栄火災にご相談ください。 (注3)他の保険契約等がある場合でそれぞれの支払責任額の合計額が損害額を超えるときは、次の①・②に掲げる額のいずれかを保険金としてお支払いします。 ①他の保険契約等から保険金または共済金が支払われていない場合 ・この保険契約の支払責任額 ②他の保険契約等から保険金または共済金が支払われた場合 ・次の算式によって算出した額。ただし、この保険契約の支払責任額を限度とします。 $\text{保険金の額} = \text{損害の額} - \text{他の保険契約等から支払われた保険金または共済金の合計額}$ (注4)訴訟費用等は損害賠償金が賠償責任保険金額を上回る場合には賠償責任保険金額の損害賠償金に対する割合によってお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●保険契約者または被保険者の故意による損害賠償責任</li> <li>●地震もしくは噴火またはこれらによる津波による損害賠償責任</li> <li>●戦争、内乱、暴動などによる損害賠償責任*5</li> <li>●職務遂行に直接起因する損害賠償責任(被保険者がゴルフの競技または指導を職業としていない場合、職務としてのゴルフは補償対象になります。)</li> <li>●被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任</li> <li>●他人からの預かり物の損害に対する損害賠償責任</li> <li>●心神喪失に起因する損害賠償責任</li> <li>●自動車等の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任</li> </ul> <p>など</p> <p>&lt;自然災害時の法律上の賠償責任について&gt; 比較的短時間での激しい集中豪雨による浸水、台風などの風災や大雪による雪害など、一般的には天災の程度が甚大で被保険者にとって不可抗力といえるようなときは、法律上の損害賠償責任はないものと考えられます。ただし、保険金のお支払いの対象とはなりません。</p>	

※3 すでに存在していた身体の障害や病気(骨粗しょう症を含みます。)の影響によりケガの程度が重大となった場合は、その影響がなかった場合に相当する保険金(保険金額、日数等に割合を乗じて算出します。)をお支払いします。(ケガの原因が病気のみで起因する場合は保険金支払の対象とはなりません。)

※4 対象となる手術は、以下の①・②とします。

①公的医療保険制度に基づく医師診療報酬点数表によって手術料の算定対象として列挙されている手術。ただし、創傷処理、抜歯などお支払い対象外の手術があります。  
②先進医療に該当する診療行為。ただし、診断、検査等を直接の目的とした診療行為などお支払い対象外となるものがあります。

※5 条件付戦争危険等免責に関する一部修正特約がセットされているため、テロ行為によるケガ、損害賠償責任は補償の対象となります。

※6 所定の部位とは肩関節、ひざ関節等の上肢または下肢の3大関節部分、肋骨(ろっこつ)、胸骨等の保険約款に記載の部位をいいます。

※7 ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレまたはシーネおよびこれらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨(ろっこつ)固定帯、サポーター等は含みません。

用語	説明
医学的他覚所見	理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
急激かつ偶然な外来の事故	下記3項目を全て満たす場合をいいます。 ○急激性=突発的に発生し、事故からケガまでの間に時間的間隔がないこと ○偶然性=事故発生が予知できない、意思に基づかないもの ○外来性=身体の外からの作用によるもの <上記3項目に該当せず保険金支払の対象とならない例> 日焼け、熱中症、低温やけど、しもやけ、くつずれ、アレルギー性皮膚炎、疲労骨折・骨粗しょう症による骨折、腱鞘炎、慢性の関節炎、肩凝り、テニス肘、野球肩、慢性疲労・筋肉痛(反復性の原因によるもの)、 疾病などは「急激かつ偶然な外来の事故によるケガ」に該当しないため、保険金支払の対象となりません。
その他のご親族	ご本人またはその配偶者の「同居のご親族または別居の未婚のお子さま」をいいます。 なお、ご親族とはご本人またはその配偶者の「6親等内の血族および3親等内の姻族」をいいます。
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。 ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。 ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
同居	生活の基盤を同一とし、居住空間を共有していることをいいます。 また、保険金支払の原因となった事故発生時において、実際に同居していることが基準となります。 <「同居」となる場合の例> ・同一敷地内の別棟(台所など通常の生活用設備を備えている場合を除きます。)に住んでいる場合 ・病院に一時的に入院されている場合 など <「同居」とならない場合の例> ・単身赴任、海外赴任している場合 ・介護施設に永続的に入所されている場合 など
入院	ご自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
乗物	交通事故傷害保険およびファミリー交通傷害保険においては「乗物」としてお取扱いしないものがあります(スケートボード、キックボード、ストライダー等)。 「乗物」としてお取扱いしないものの詳細は、取扱代理店または共栄火災までお問い合わせください。
配偶者	婚姻の届出をした配偶者に限らず、婚姻の届出はしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある方を含みます。
被保険者	ご契約いただく保険の補償を受けられる方をいいます。
保険期間	ご契約の補償が有効となる期間です。 ケガの原因となった事故*がこの期間の前や後に発生している場合は、補償の対象となりません。 ※賠償責任の場合は、損害賠償責任を負担する原因となった事故をいいます。
保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に保険会社が支払うべき保険金の限度額をいいます。
保険契約者	ご契約のお申し込みをされる方です。保険契約者は、保険料の支払義務があります。
保険始期日	保険期間の初日をいいます。
保険料	保険契約者が保険契約に基づいて保険会社に払い込むべき金銭をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。

## ご契約の際のご注意

### ①補償重複について

「賠償責任補償特約」につきましては、お客さまご家族の方をご契約者とした「同様の補償を行う他の保険契約(共済契約を含みます)、特約」がある場合、補償が重複することがあります。補償内容の差異や保険金額を確認のうえ、ご契約ください。

(注)確認いただいた結果、特約の削除等によって重複状態を整理し、特定のご契約のみでの補償とする場合には、その契約を解約されたり、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により、補償がなくなったり、補償の対象者の範囲が変わることがありますので留意ください。

### ②保険金額設定等についてのご注意

1)以下のア・イのいずれかに該当する場合、ご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、他にご契約いただいている同種の保険契約<sup>(注)</sup>と合算して1,000万円までとなります。

ア.被保険者の年齢が保険期間開始時点で満15歳未満の場合

イ.被保険者の同意がない場合

なお、家族傷害保険・ファミリー交通傷害保険の場合、配偶者・その他のご親族の方がご契約いただける死亡・後遺障害保険金額は、年齢等にかかわらず、他にご契約いただいている同種の保険契約<sup>(注)</sup>と合算して1,000万円までとなります。

(注)同種の保険契約とは、普通傷害保険・家族傷害保険・交通事故傷害保険・ファミリー交通傷害保険・積立家族傷害保険などの、身体のケガを補償する損害保険契約・生命保険契約・共済契約・特約をいいます。

2)普通傷害保険・家族傷害保険の場合、被保険者ご本人の年齢によっては、ご契約をお断りさせていただく場合やご契約金額などの補償範囲を制限させていただく場合があります。

### ③告知義務(ご契約時に共栄火災に重要な事項を申し出てください義務)

保険契約者および被保険者には、保険契約の締結に際し、共栄火災が重要な事項として告知を求めた事項(以下「告知事項」といいます。)にご回答いただく義務(告知義務)があります。告知事項について事実と異なる記載をされた場合には、ご契約を解除させていただくことがあります。また、その場合、すでに発生している事故について保険金をお支払いできないことがあります。この保険では保険契約申込書等に★印が付された項目が告知事項となります。

### ④死亡保険金受取人の指定

死亡保険金は原則として被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人を指定する場合は必ず被保険者の同意を得てください。ご契約者と異なる方を被保険者とする場合において同意のないままご契約された場合、ご契約は無効となります。なお、家族傷害保険およびファミリー交通傷害保険においては、被保険者ご本人以外の被保険者(配偶者・その他のご親族)について死亡保険金受取人を指定することはできません。

### ⑤保険契約の無効

保険契約者が、保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結した場合は、ご契約は無効となります。

### ⑥保険料領収前に生じた事故

保険料の払込みに関する特約などの特定の特約を付帯したご契約を除き、保険期間(保険のご契約期間)が始まった後でも保険料を領収する前に生じた事故については、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

## ご契約後のご注意

### ①通知義務(ご契約後に契約内容に変更が生じた場合に共栄火災に連絡していただく義務)

普通傷害保険・家族傷害保険の場合、保険契約者および被保険者には、保険契約の締結後に、告知事項のうち一部の事項に変更が生じた場合に遅滞なくご通知いただく義務(通知義務)があります。変更が生じた場合には、すみやかに取扱代理店または共栄火災にご通知ください。ご通知がない場合には、変更後に生じた事故によるケガについては、保険金が削減さ

れることがあります。この保険では保険契約申込書等に☆印が付された項目がご通知いただく事項(通知事項)となります。

### ②死亡保険金受取人の変更

ご契約後、保険金受取人を変更(新たに指定する場合があります。)する場合は、取扱代理店または共栄火災までご連絡ください。この場合は、必ず被保険者の同意が必要です。

## 代理請求制度について ご家族の方にも保険の加入内容についてお知らせください

この保険では、被保険者が高度障害状態等の事情により保険金を請求できない場合で、かつ、被保険者に法定代理人等がない場合に代理請求制度を利用できます。被保険者と同居する配偶者の方等が、その事情を示す書類により共栄火災に申請いただき、共栄火災の承認を得ることで、被保険者の

代理請求人として保険金を請求することができます。万一の場合に備えて、ご家族の方にも保険に加入していること、および加入している保険の概要(保険会社名、お支払いする保険金の種類など)をお伝えいただけますようお願いいたします。

## ご注意ください

■このパンフレットは「普通傷害保険」「家族傷害保険」「交通事故傷害保険」「ファミリー交通傷害保険」の概要を説明したものです。ご不明な点につきましては、取扱代理店または共栄火災にお問い合わせください。ご契約の際には、必ず「重要事項説明書」をお読みください。

■取扱代理店は共栄火災との委託契約に基づいて、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約管理等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店と締結して有効に成立した契約については、共栄火災と直接契約されたものとなります。

## 保険に関するお問い合わせ・ご相談・苦情は

商品・サービスに関するお問い合わせ・ご相談・苦情は、カスタマーセンターまでご連絡ください。

カスタマーセンター

0120-719-112

通話料  
無料

受付時間:平日 午前9:00~午後6:00

お申出の内容に応じて、取扱代理店または共栄火災営業店・損害サービス課・損害サービスセンターへお取次ぎする場合がございます。

## もしも事故が起きたら…

すみやかに取扱代理店または下記までご連絡ください。なお、ご連絡が遅れますと保険金を削減してお支払いする場合がありますのでご注意ください。

24時間365日事故受付サービス「あんしんほっとライン」

0120-044-077

通話料  
無料

## 共栄火災海上保険株式会社

本社 〒105-8604 東京都港区新橋1-18-6

ホームページ <https://www.kyoaikasai.co.jp/>

お問い合わせ先